

1 議案名

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を教育長の臨時代理により改正したことの承認について

2 提案理由

教育委員会の構成員である教育長の就任に伴い、副教育長が知事の権限に属する事務の補助執行を行うことについて、教育長の臨時代理により所要の改正を行ったため

教育政策課

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

教育政策課

1 制定理由

教育委員会の構成員である教育長の就任に伴い、副教育長が知事の権限に属する事務の補助執行を行うことについて所要の整備を行う必要がある。

2 訓令の概要

(1) 徳島県教育委員会公印規程

副教育長の公印を新調するとともに、当該印の管守責任者を教育政策課長とする。

(2) 徳島県教育委員会文書規程

副教育長名で行う文書の発出に関して、文書の記号及び番号を付すこととする。

3 施行期日

平成28年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書 規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課 (室) 名 教 育 政 策 課</p>
	<p>担当者名 青 木 豊 泰</p>
	<p>電話番号 三 二 〇 八</p>
<p>制 定 理 由 教育委員会の構成員である教育長の就任に伴い、副教育長が知事の権限に属する事務の補助執行を行うことについて所要の整備を行う必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し 一 副教育長の公印を新調するとともに、当該印の管守責任者を教育政策課長とすることとした。 二 副教育長名で行う文書の発出に関して、文書の記号及び番号を付すこととした。 三 その他所要の整理を行うこととした。 四 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 要 ・ 否 <input checked="" type="checkbox"/></p>	

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

徳島県教育委員会

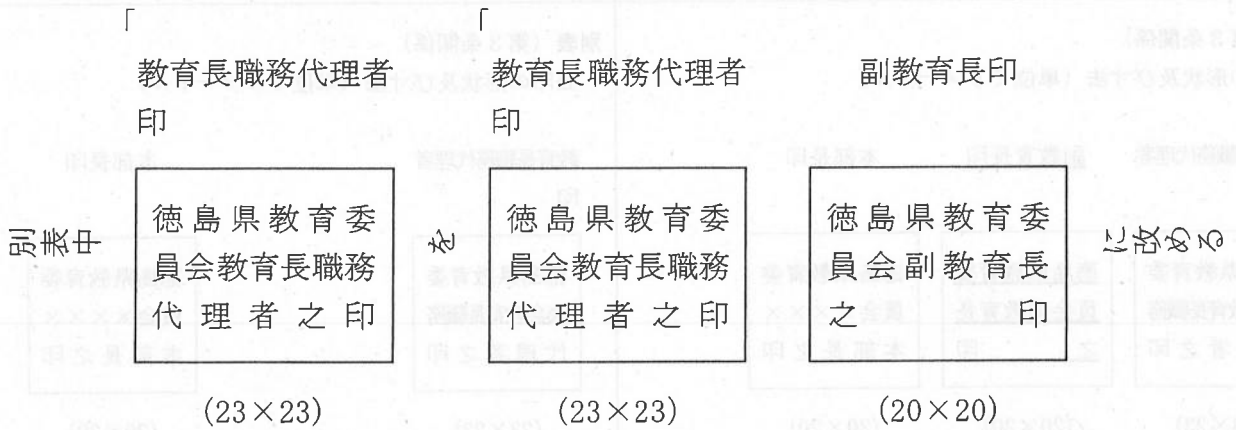
教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会公印規程及び徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令
(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会公印規程（昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教育長職務代理者印」の下に「、副教育長印」を加える。

第四条第一項中「教育長職務代理者印」の下に「及び副教育長印」を加える。



(徳島県教育委員会文書規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「又は教育長名」を「、教育長名又は副教育長名」に改める。

第十条中「により」の下に「、副教育長」を加える。

第十八条中「又は教育長名」を「、教育長名又は副教育長名」に改める。

第二十二條第三項第三号中「情報システム課」を「情報戦略課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

1 徳島県教育委員会公印規程（昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号） 新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、「公印」とは、教育委員会印、教育長印、教育長職務代理者印、副教育長印、本部長印及び本部印、課長印及び課印、室長印及び室印、課内室長印並びに教育機関の長の印及び教育機関の長の職務代行者印並びに教育機関の印をいい、「改刻」とは、現にあるこれらの印章を失い又は損傷したため、改めてそれに代わる印章を作成することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、「公印」とは、教育委員会印、教育長印、教育長職務代理者印、<u>副教育長印</u>、本部長印及び本部印、課長印及び課印、室長印及び室印、課内室長印並びに教育機関の長の印及び教育機関の長の職務代行者印並びに教育機関の印をいい、「改刻」とは、現にあるこれらの印章を失い又は損傷したため、改めてそれに代わる印章を作成することをいう。</p>
<p>(公印の管守責任者)</p> <p>第四条 教育委員会印、教育長印、教育長職務代理者印及び副教育長印は、教育政策課長がこれを管守し及び教育長の承認を受けて改刻又は新調（行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。）するものとする。</p>	<p>(公印の管守責任者)</p> <p>第四条 教育委員会印、教育長印、教育長職務代理者印は、教育政策課長がこれを管守し及び教育長の承認を受けて改刻又は新調（行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。）するものとする。</p>
<p>別表（第3条関係）</p> <p>公印の形状及び寸法（単位ミリメートル）</p> <p>教育長職務代理者印 <u>副教育長印</u> 本部長印</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県教育委員会教育長職務代理者之印 (23×23) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県教育委員会副教育長之印 <u>(20×20)</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県教育委員会 課長×××× 本部長之印 (20×20) </div> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>公印の形状及び寸法（単位ミリメートル）</p> <p>教育長職務代理者印 本部長印</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県教育委員会教育長職務代理者之印 (23×23) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 徳島県教育委員会 課長×××× 本部長之印 (20×20) </div> </div>

2 徳島県教育委員会文書規程（平成十二年徳島県教育委員会訓令第三号） 新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(文書の記号、番号等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付けるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事務局において委員会名、<u>教育長名又は副教育長名</u>で発する文書（前号に規定する文書を除く。）別に例式があるものを除き、「教」の次に課名の頭字を付けること。ただし、課名の頭字の同じ課が二以上あるときは、教育政策課長が指定する一字を付けること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(文書の記号、番号等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付けるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事務局において委員会名又は<u>教育長名</u>で発する文書（前号に規定する文書を除く。）別に例式があるものを除き、「教」の次に課名の頭字を付けること。ただし、課名の頭字の同じ課が二以上あるときは、教育政策課長が指定する一字を付けること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(文書の発信者名)</p> <p>第十条 文書は、法令その他特別の定めによる場合を除き、委員会名又は教育長名を用いるものとする。ただし、事案の性質又</p>	<p>(文書の発信者名)</p> <p>第十条 文書は、法令その他特別の定めによる場合を除き、委員会名又は教育長名を用いるものとする。ただし、事案の性質又</p>

<p>は内容により、副教育長、課名又は課長名を用いることができる。</p>	<p>は内容により、副教育長、課名又は課長名を用いることができる。</p>
<p>(審査)</p> <p>第十八条 委員会名、教育長名又は副教育長名で発する施行文書については、教育政策課の審査担当者の審査を受けなければならない。</p>	<p>(審査)</p> <p>第十八条 委員会名又は教育長名で発する施行文書については、教育政策課の審査担当者の審査を受けなければならない。</p>
<p>(文書の発送)</p> <p>第二十二条 文書の発送は、主務課において行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公印を押印しない文書の発送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 徳島県オンラインストレージサービス(経営戦略部情報戦略課が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。以下同じ。)による送信</p> <p>四 (略)</p>	<p>(文書の発送)</p> <p>第二十二条 文書の発送は、主務課において行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公印を押印しない文書の発送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 徳島県オンラインストレージサービス(経営戦略部情報システム課が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。以下同じ。)による送信</p> <p>四 (略)</p>

